



5 上下水第 187 号
令和 6 年 3 月 22 日

大町市上下水道事業経営審議会
会 長 様

大町市長 牛 越



大町市水道事業について（諮問）

大町市上下水道事業経営審議会条例（平成 6 年条例第 14 号）第 2 条の規定により、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水道料金の改定について
- 2 今後の事業運営の方向性について